

事務連絡
2015年7月8日

都道府県社会福祉士会 様

権利擁護センターぱあとなあ運営協議会
委員長 山崎 智美

家庭裁判所との協議について

都道府県社会福祉士会にあつては、従来から家庭裁判所との協議をさまざまな機会をとらえて実施していることと思います。その実施時期や方式（関係団体を含めた連絡会や個別協議等）は裁判所によって異なるのが現状ですが、その重要性は、昨今の情勢を見ますとますます重要になってきています。

- ①障害者権利条約等からの要請である意思決定支援に配慮した成年後見制度のあり方が各方面で議論されていること。（本会の2014年度老健事業研究報告書：「認知症高齢者に対する意思決定支援としての成年後見制度の利用促進の政策的課題と活用手法に関する実証的研究事業報告書」参照）
- ②成年後見人等受任者の第三者後見人の占める割合が、昨年度の最高裁資料では65%に及んでいること。これに関連して、市民後見人の育成が従来の市町村を中心とした事業から、都道府県の権利擁護人材育成事業として強化されたこと。
- ③家庭裁判所にあつては、後見人よる不祥事の防止のため、専門職後見人を含めて、事務報告（報酬付与申立）の定期化、監督人の選任、後見支援信託の適用等の様々な動きがあること。また、一部においては事務報告様式の簡素化や財産状況に特化する動きがあること。

こうした動きを踏まえると、都道府県社会福祉士会が、家庭裁判所との協議を積極的に活用して、本会と都道府県社会福祉士会の考え方やぱあとなあのシステムについて丁寧に説明することによって、家庭裁判所の理解を促していくことが重要であると考えます。

上記①②については、事務局月報5月号、6月号で報告してあるところですが、事務局月報7月号では、上記③の家庭裁判所の専門職に対する監督強化の全国的動向を報告していますので、今後の家庭裁判所との協議の参考にしてください。

以上

権利擁護センターぱあとなあ運営協議会

関連情報

2015年7月

(公社) 日本社会福祉士会事務局 企画グループ 総務・組織運営グループ

TEL : 03-3355-6541 FAX : 03-3355-6543

小幡 秀夫 (成年後見関連事項担当)

E-Mail: obata@jacsw.or.jp

海川 彩 (虐待対応関連事項担当)

E-Mail: umikawa@jacsw.or.jp

荒木 千晴 (成年後見人養成研修担当)

E-Mail: araki@jacsw.or.jp

早津 悠 (成年後見人名簿・ぱあとなあ保険担当)

E-Mail: hayatsu@jacsw.or.jp

【成年後見関連情報】

1 専門職後見人に対する家庭裁判所の監督強化策の動向について

近年、後見人の横領等の不祥事に関連して、家庭裁判所において親族後見人に対して監督人の選任や後見支援信託の適用など監督強化の動きがあり、一部の家庭裁判所においては専門職後見人対しても監督強化策を打ち出しています。

そこで、本会において、専門職後見人に対する家庭裁判所の監督強化策の動向について実態把握を行うため本年4月に都道府県社会福祉士会に情報提供をお願いしましたが、結果の概要がまとまりましたのでお知らせします。(詳細は別紙参照)。

●実施時期：2015年4月

●情報提供数：22 都道府県社会福祉士会

●結果概要：

1, 後見事務報告について

①後見事務報告を年1回、指定月に定期化した家裁が増えている。

- ・定期化された：15家裁
- ・変わらない：4家裁
- ・自主的な報告：2家裁

②報告の内容について

後見事務報告の内容については、領収書や収支報告書の扱いなど簡素化されているところが6家裁、変わらないとするところが7家裁であった。

2, 監督人の選任について

①専門職に監督人を付けているのは東京家裁のみであった。東京家裁との意見交換会で、推薦団体が会員を管理するのにも守秘義務もあり限りがあるため、監督人をつけて権限を持った中でお互いに横領事件を防止するという意向が示され、弁護士は5000万円以上、社会福祉士は2000万円以上に監督人は付けることになるといわれている。(2016年8月報告時50件に監督人がついていた)。

②大阪家裁では1年に1回の報告書の未提出者に調査人を活用することがある。

3. 専門職への後見支援信託の適用について

①専門職にも後見支援信託を適用しているところが、3家裁あった。また、後見人が希望した場合に適用しているところが1家裁あった。

【本会の今後の検討】

本会は、この結果を踏まえ、9月の都道府県社会福祉士会会長会議に向けて、本会としての見解をまとめる予定です。

【都道府県社会福祉士会へのお願い】

情報提供の結果にもあるように、家庭裁判所の監督については、後見人の不正防止というという観点から財産管理のチェックを強化する方向で、報酬付与審判申立・後見事務報告の定期化や添付書類の簡素化、監督人選任、調査員の導入、後見支援信託の適用などさまざまな動きが見られますが、各家庭裁判所によってばらつきもあるのが現状です。

9月の都道府県会長会議には本会の考え方を提示しますが、その前に家庭裁判所との協議がなされる都道府県社会福祉士会にあつては、その機会を利用して、①財産管理だけでなく身上監護に関する後見事務を適正に評価することを働きかけるとともに、②ぱあとなあ名簿登録者に対する活動報告書を通じたチェック・指導助言のシステムや継続研修の実施等ぱあとなあの機能を十分に説明するようにしてください。また、家庭裁判所との協議で、新たな動きがあれば本会にご報告ください。

本調査結果についてのご質問等あれば担当者までお願いします。

2 基礎研修Ⅲ修了を受講要件とした成年後見研修（新研修）の枠組み検討について

成年後見人養成研修の受講要件については、3月の理事会で「2017年度4月1日以降の養成研修受講要件は、基礎研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの修了者とする」と決定されました。これにともない現行の成年後見人養成研修の新しい枠組みを検討するため、成年後見研修開発プロジェクトチームが設置されました。

プロジェクトチームでは、5月17日に第1回委員会を開催し、新研修の骨格について検討しました。新研修の枠組みについては、8月の第2回委員会、理事会の検討を経て、本年9月の都道府県社会福祉士会会長会議に提示する予定です。

本件についての検討委スケジュールは下記を予定しています。

【2015年度】

①「新研修の枠組み」:

- ・ 8月1日 PT で検討⇒8月理事会検討
- ・ 9月会長会議提示（独自研修を実施している都道府県士会には個別に

説明)

②「プログラム、シラバス」:

・9月～3月検討 ⇒ 3月認証申請準備

【2016年度】

- ①4月認証申請（都道府県研修も同時もしくは10月申請）
- ②9月：教材開発、ガイドライン等策定し、会長会議で提示予定
- ③11月都道府県ぱあとなあへの説明会（講師予定者研修）
- ④2月：2017年度研修開催案内

【2017年度】

新研修開催

(担当：小幡)

【虐待対応関連情報】

1. 平成27年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修について

「平成27年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」について、今年度事業として企画競争入札に応募しましたが、残念ながら不採択となりました。

今回の結果は誠に残念ですが、今後に生かしていくため、採択団体の実施する研修を傍聴する予定です。今年度の研修の概要が明らかになりましたら、メーリングリストでお知らせいたします。

都道府県社会福祉士会におかれましては、都道府県での障害者虐待防止研修に対し、引き続き積極的な働きかけをお願いいたします。

また、都道府県での障害者虐待防止研修について受託、協力依頼があった際には、本会事務局へもご一報ください。

2. 2015年度養介護施設従事者等による高齢者虐待対応現任者標準研修のための講師予定者研修について

都道府県が市町村担当者等を対象に実施する養介護施設従事者等による高齢者虐待対応現任者標準研修の講師を養成するため、講師予定者研修会を開催します。詳細が決まりましたら、9月号月報等で案内します。

研修名：養介護施設従事者等による高齢者虐待対応現任者標準研修のための講師予定者研修会

日 時（予定）：12月5日（土）～6日（日）

場 所：大阪

受講費（予定）：2万円

受講要件（予定）：次の全ての要件を満たす者

- ①都道府県社会福祉士会の会員で、都道府県が市町村担当者向けに実施する養介護施設従事者等による高齢者虐待対応現任者標準研修の講師予定者・候補者
- ②養護者による高齢者虐待対応現任者標準研修（都道府県社会福祉士会主催）を修了している者
なお、下記の本会主催研修を修了していることが望ましい
 - ・虐待対応専門研修～アドバイザーコース～
 - ・養護者による高齢者虐待対応標準研修講師予定者研修
- ③都道府県社会福祉士会が推薦する者

都道府県社会福祉士会へのお願い

・受講者1～2名の推薦をお願いしますので、あらかじめご検討ください。

※講師予定者研修会の受講を希望する者で、養護者による高齢者虐待対応現任者標準研修を受講していない者は2015年度の標準研修を受講してください。

3. 「障害者虐待対応の手引き（仮称）」の出版について

本会で出版した「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」のシリーズ本として、今秋「障害者虐待対応の手引き（仮称）」の出版を予定しています。

障害者虐待対応の手順、Q&A、虐待対応帳票・解説、事例を通じた参考対応例を収載した虐待対応担当者の実践書です。目次は8月月報でご案内します。

（担当 海川）

以上

家裁の監督強化に関する動向

家裁の監督強化に関する動向				
＜専門職後見人への監督体制について＞				
1. 後見事務報告について				
都道府県名		年1回定期化など		内容の強化
北海道				
青森				
岩手				
宮城	定期化	平成26年の6月頃より、1年以上報告をしていない案件に対して、1件1件、期日を決めて報告を求められた。文書の注意書きには、1年を目途に毎年報告するように明記しており、事実上、毎年報告を定型・義務化された感がある。		
秋田	不変	ない	不変	ない
山形				
福島				
茨城	定期化	平成27年度4月～1年に1回となる予定。		
栃木				
群馬	不変	特に監督が強化されていることはない。		
埼玉				
千葉	自主的	・今年2月の家裁との関係諸団体との会議において、今までは後見事務報告の提出については、家裁から提出時期について連絡があったが、27年度から家裁からの提出連絡はなく、専門職については、全て自主的に行うことになった。組織・団体が提出期限管理が出来ないかの打診があり、リーガルやNPOはやっているとの答え、当会及び弁護士会は返事をしなかった。	不変	今まで通り
東京				
神奈川	不変	特になし		
新潟				
富山				
石川	定期化	「平成27年4月以降、少なくとも年1回の頻度で報告を求める。」（平成27年3月19日付 金沢家裁）		
福井	自主的	専門職後見については、専門職のタイミングで報告することになっている。ただ、当ばあとなあでは前提として、毎年報告を自主的に行っているからと考えている。また、一部家裁支部では被後見人の誕生月に報告するようにと個別に会員に話があったが、そのことについては福井家裁本所に確認中である（親族後見人には、被後見人の誕生月に報告するようにとの方針を取っていることから、それと混同していると考えられるため）	自主的	各々の様式で報告することが認められているが、親族後見人に対する報告様式が示されたことから、当ばあとなあから会員にその様式を配布することを考えている。 初回報告（受任時の報告）の時期を厳守するよう求めている。都合により報告が遅れる場合にはその旨を連絡するようにとされている。
山梨	定期化	・後見事務報告が定期化された。→年1回、定期報告提出することが義務付けとなった。提出されない場合は、不正が行われていると見なされることとなった。		
長野				
岐阜				
静岡	定期化	2年に1回から1年に1回となった	不変	報告の内容は従前どおり
愛知				

三重	定期化	① 定期報告が1年に1回となり、その起算月が4月以降の新規事件からは後見人の選任月（後見開始の審判日の属する月）とすること、3月以前の管理継続中の受任ケースについては前回報酬付与の申立て月からとする。	不変	財産目録については従前どおりのものでもよいとのこと。後見事務報告書の添付資料としては、財産目録と預金通帳の写し（前回ページから直近のページまで）だけでよい。従前は、年金証書や保険契約証書の写し、固定資産課税証明書等が必要であったがこの点は簡略された。なお、5万円以上の支出については、事前説明と領収書の添付が必要なことは従前どおり。
滋賀				
京都	定期化	平成27年1月より、京都家庭裁判所が、個別事件毎に基準日を設定し、基準日における事務報告を、基準日から一か月以内に報告する。報告は1年1回。	簡素化	平成27年1月より、事務報告が二段階方式となり、京都家庭裁判所指定の書式（財産目録、収支報告書等）で第1次報告を行う。第1次報告に問題や不明な点がある場合は、第2次報告を求められる。第1次報告は、領収書の添付等が省略され、簡素化された。第2次報告については、京都家庭裁判所から個別に指示がある。
大阪	定期化	以前は2年に1回の報告書提出が昨年度から1年に1回になった。当会は1年毎の報告書提出を義務付けていたので、むしろこの変更は歓迎している。ただし、報告月を被後見人等の誕生月と指定された。昨年は報告書が1月と8月に集中する傾向があり、分散するためにできれば誕生月の提出をしてほしいというニュアンスであったが、今年度からは誕生月の提出をなかば強制するような説明があった。	簡素化 名簿登録者情報共有	①報告書様式は簡素化された。領収書の添付は10万円以上のもののみで、それ以下については後見人の手元で保管し、家裁からの要請に基づいて提出することになった。さらに、本年4月からは、第1次的にはさらに報告書様式は簡素化され、活動報告書と財産目録、通帳コピーのみで収支予定表は添付の必要なしとなった。家裁の1次チェックで不明な点があれば追加資料として収支予定表の提出が求められる。 ②ばあとなあ名簿登録の有無は必要があれば、家裁と情報共有をすることになっていて、会員とはこれについては個人情報の活用に関する同意を書面で行っている。
兵庫	定期化	一年一回に定例化。毎年同一月の末日を基準日として、基準日から2ヶ月以内に報告。	簡素化	事務報告の内容は簡素化された。
奈良				
和歌山	定期化	・1年に1回は報告して欲しいと要請があった。指定月は特に無し。	不変 登録者情報共有	→収支報告の添付は今までも必須事項。 →家庭裁判所からもばあとなあ無登録の社会福祉士が受任しているなら、情報を教えてもらう。
鳥取				
島根				
岡山				
広島	定期化	定例化にはなっていないが、家裁との連絡会の中で、専門職にも随時年1回の報告にしていく旨の連絡があった。	不変	特にない。

山口	定期化	1年に1回として義務付けられ定期化された。専門職への監督強化と考えられる。	不変	報告内容については従前どおり
徳島				
香川			簡素化	後見事務報告書がかなり簡素化され添付書類についても10万円以上の金銭の動きがなければ財産目録と、通帳の写しだけでよく、領収書、収支予定表や収支計算書、業務日誌も必要ないとの事。
愛媛	不変	本会からは「後見事務報告は年に一回は必ず提出をするように」と、伝えている。	不変	組織として後見事務報告の内容が、強化されたという話しはない。
高知				
福岡	定期化	平成27年度より後見事務報告書の提出時期が年1回、被後見人の誕生月となることおよびそれに伴い書式（後見事務報告書、報酬付与申立書、申立書）が改定されるとの説明があった。	簡素化	改定書式は内容が簡素化され、チェック方式で報告できるように改善されています。
佐賀				
長崎	定期化	今後専門職後見人に対しても年1回の後見監督を実施すること、監督作業のスムーズな実施のために、後見事務報告を被後見人等の誕生月に合わせてほしい旨の提案がある。	簡素化	報酬付与の申立書式も簡素化した案を提示され、それについての意見をばあとなあで集約してほしいとの依頼があった。
熊本	定期化	今年度より年に1回指定月に報告するようになった。		
大分				
宮崎				
鹿児島				
沖縄				
	不変	4	不変	7
	自主的	2	簡素化	6
	定期化	15	自主的	1

家裁の監督強化に関する動向

都道府県名	2. 専門職への監督人の選任について		3. 専門職への後見支援信託の適用		その他
北海道					
青森					
岩手					
宮城	なし	現時点でそのような動きはない。しかし、成年後見センターが2年くらい前から開設されており、いつでもコントロールできるような体制になっている。	なし	なし	
秋田	なし	ない	なし	ない	
山形					
福島					
茨城	なし	つけていない。	なし	適用されていない。	
栃木					
群馬	なし	監督人の選任も特に無い。	なし	専門職でも信託を利用できるという旨の話だけで、その後家裁から具体的な動きはない。	
埼玉					
千葉	なし	なし	なし	今年2月の家裁との関係諸団体との会議において、当会より「専門職には後見支援信託は使わない方針は変わらないか」と質問したところ、明確に「使わない」との返事を得た。	・ 被後見人に高額相続財産（5000万以上）があった場合は、家裁から上申書が求められた。複数後見にするか、辞任して弁護士にするか、引き続き後見を続けるか等々について。
東京	あり	東京家裁との意見交換会で、推薦団体が会員を管理するのにも守秘義務もあり限りがあるため、監督人をつけて権限を持った中でお互いに横領事件を防止するという意向が示され、弁護士は、5000万円以上、社会福祉士は2000万円以上に監督人は付けることになるといわれている。 ①平成26年8月活動報告書にて監督人が着いている件数は、50件。 ②平成26年4月から平成27年3月末までに家裁からの依頼件数は61件。			
神奈川	なし	特になし	あり	全部を把握していないが、数件発生している。	
新潟					
富山					
石川			あり	希望した場合に専門職への適用あり。当初、預貯金1,500万円以上が、現在1,200万円以上に変更	
福井	なし	示されてない。	なし	福井ではなし。	
山梨	なし	特に報告するような事項はありません。	あり	昨年の報告（適用有り）以降、新たな動きはありません。	
長野					

岐阜					
静岡	なし	監督人は選任していない	あり	静岡で1件、家裁書記官から適用を勧められている事件があり。資産は流動資産のみ1200万円。会員は家裁と協議し検討中。	
愛知					
三重	なし	津家裁の説明では、専門職後見人にも監督人を付けるという話ではなく、今後親族後見人に対する後見監督人を付けるケースが増加することが予想され、その際には専門職団体に依頼するのでよろしくという内容。もっとも津家裁では後見監督を付けるケースそのものがまだ少ないとのこと。	なし	本人の流動資産が1200万円以上の事案については、後見制度支援信託の利用を検討するという説明であった。専門職後見人には適用はしないが、できうるものについては自主的にしてもらえばというニュアンスであった。主に親族後見人に対してで、後見制度支援信託の利用ができないものについては専門職後見人への職権変更を検討するというもので、その際には受任依頼するとのことであった。	
滋賀					
京都	なし	不適切な財産管理を原因に監督事件として立件されるような事案については、監督人（弁護士、司法書士）の選任もあるが、原則的に専門職には監督人の選任は無い。	なし	専門職後見人には、「後見支援信託」は適用しないとの回答があった。但し、申立人が親族で、専門職後見人の選任を希望するが、同時に後見支援信託の適用も希望された事件については、適用された事例がある。	
大阪	あり	①専門職後見人については、年1回、誕生月の報告書の提出がない場合に調査人を活用することがある。当会会員に調査人を活用する場合については、当会で報告書提出を義務付けチェックを行っているので、事前に当会へご連絡いただきたい旨の上申書を提出している。 ②基準や監督人の職業についての情報は無いが、監督人がついたケースや職権で弁護士が追加選任され複数後見になったケースがある。			
兵庫	なし	専門職に監督人を選任する動きはない。	なし	専門職に対して摘要の意向は示されていない。	
奈良					
和歌山	なし	専門職後見に監督人を付けていることはないし、意向も示されていない。	なし	・特に新たな動きはなし。	家庭裁判所での後見連絡会議では、専門職団体それぞれで受任者の指導と管理をお願いして欲しいと言われている。社会福祉士会ではばあとなあ和歌山で指導管理をしており、今後は家庭裁判所とも連携をとりながら進めていく。例えば家庭裁判所にておかしいと思われる方向があれば、会に連絡して欲しいと伝えた。
鳥取					
島根					

岡山					
広島	なし	ない	なし	2月に開催した家裁との連絡会では、専門職に適用したケースはないといわれた。	消費税の上乗せについて確認したところ、全後見人等に対して報酬に1.08を乗じたものになっていると報告では、前回と変わらない金額であり、上乗せされているとは思えないとのことであった。
山口	なし	明確な意向が示されているわけではないが、特別な場合を除き専門職後見人には監督人は付されない傾向にある。	なし	信託は原則、親族後見人に適用する意向が示されている。	
徳島					
香川	なし	現在、ぱあとなあ香川の名簿登録者が受任しているケースで監督人の選任は認められない。	なし	・今のところ高松家裁では「後見支援信託」について、専門職後見人に適用する動きは見られない	高松家裁への報告が簡素化されたので、ぱあとなあ香川内でのチェック体制をより強化している。
愛媛	なし	動きは見られない。	なし		4
高知					
福岡					
佐賀					
長崎	なし	専門職後見人に対する監督人選任の話はない。			
熊本	なし	なし			
大分					
宮崎					
鹿児島					
沖縄					
	あり		2	あり	4
	なし		19	なし	14

家裁の監督強化に関する動向

＜専門職後見人への監督体制について＞

1. 後見事務報告について

都道府 県名	1. 後見事務報告について			
		年1回定期化など		内容の強化
北海道				
青森				
岩手				
宮城	定期化	平成26年の6月頃より、1年以上報告をしていない案件に対して、1件1件、期日を決めて報告を求められた。文書の注意書きには、1年を目途に毎年報告するように、柔らかい文章ではあるが、明記しており、事実上、毎年報告を定型・義務化された感がある。（「義務化する」などの文言はない。		
秋田	不変	ない	不変	ない
山形				
福島				
茨城	定期化	平成27年度4月～1年に1回となる予定。		
栃木				
群馬	不変	特に監督が強化されていることはありません。		
埼玉				
千葉	自主的	・今年2月の家裁との関係諸団体との会議において、今までは後見事務報告の提出については、一部支部での試行以外は、家裁から提出時期について連絡があったが、27年度から家裁からの提出連絡はなく、専門職については、全て自主的に行うことになった。・組織・団体で提出期限管理が出来ないかの打診があり、リーガルやNPOはやっていると答え、当会及び弁護士会は返事をしなかった。	不変	・今まで通り
東京				
神奈川		特になし		
新潟				
富山				
石川	定期化	「平成27年4月以降、少なくとも年1回の頻度で報告を求める。」（平成27年3月19日付 金沢家裁）		
福井	自主的	専門職後見については、専門職のタイミングで報告することになっている。ただ、当ばあとなあでは前提として、毎年報告を自主的に行っているからと考えている。また、一部家裁支部では被後見人の誕生月に報告するようにと個別に会員に話があったが、そのことについては福井家裁本所に確認中である（親族後見人には、被後見人の誕生月に報告するようにとの方針を取っていることから、それと混同していると考えられるため）	自主的	各々の様式で報告することが認められているが、親族後見人に対する報告様式が示されたことから、当ばあとなあから会員にその様式を配布することを考えている。 初回報告（受任時の報告）の時期を厳守するよう求めている。都合により報告が遅れる場合にはその旨を連絡するようにと言われている。
山梨	定期化	・後見事務報告が定期化された。→年1回、定期報告提出することが義務付けとなった。提出されない場合は、不正が行われていると見なされることとなりました。		
長野				
岐阜				
静岡	定期化	2年に1回から1年に1回となった		報告の内容は従前どおり
愛知				

三重		① 定期報告が1年に1回となり、その起算月が4月以降の新規事件からは後見人の選任月（後見開始の審判日の属する月）とすること、3月以前の管理継続中の受任ケースについては前回報酬付与の申立て月からとする。		財産目録については従前どおりのものでもよいとのこと。後見事務報告書の添付資料としては、財産目録と預金通帳の写し（前回ページから直近のページまで）だけでよい。従前は、年金証書や保険契約証書の写し、固定資産課税証明書等が必要であったがこの点は簡略された。なお、5万円以上の支出については、事前説明と領収書の添付が必要なことは従前どおり。
滋賀				
京都	定期化	平成27年1月より、京都家庭裁判所が、個別事件毎に基準日を設定し、基準日における事務報告を、基準日から一か月以内に報告する。報告は1年1回。	簡素化	平成27年1月より、事務報告が二段階方式となり、京都家庭裁判所指定の書式（財産目録、収支報告書等）で第1次報告を行う。第1次報告に問題や不明な点がある場合は、第2次報告を求められる。第1次報告は、領収書の添付等が省略され、簡素化された。第2次報告については、京都家庭裁判所から個別に指示がある。
大阪	定期化	→以前は2年に1回の報告書提出が昨年度から1年に1回になった。当会は1年毎の報告書提出を義務付けていたので、むしろこの変更は歓迎している。ただし、報告月を被後見人等の誕生日と指定された。昨年は報告書が1月と8月に集中する傾向があり、分散するためにできれば誕生月の提出をしてほしいというニュアンスであったが、今年度からは誕生月の提出をなかば強制するような説明があった。	簡素化 名簿登録者情報共有	→報告書様式は簡素化された。領収書の添付は10万円以上のもののみで、それ以下については後見人の手元で保管し、家裁からの要請に基づいて提出することになった。さらに、本年4月からは、第1次的にはさらに報告書様式は簡素化され、活動報告書と財産目録、通帳コピーのみで 収支予定表は添付の必要なしとなった。家裁の1次チェックで不明な点があれば追加資料として収支予定表の提出が求められる。 →ばあとなあ名簿登録の有無は必要があれば、家裁と情報共有をすることになっていて、会員とはこれについては個人情報の活用に関する同意を書面で行っている。
兵庫	定期化	一年一回に定例化。毎年同一月の末日を基準日として、基準日から2ヶ月以内に報告。	簡素化	事務報告の内容は簡素化された。
奈良				
和歌山	定期化	・1年に1回は報告して欲しいと。指定つきは特に無し。	不変 登録者情報共有	→収支報告の添付は今までも必須事項。 →家庭裁判所からもばあとなあ無登録の社会福祉士が受任しているなら、情報を教えてもらう。
鳥取				
島根				
岡山				
広島	定期化	定例化にはなっていないが、家裁との連絡会の中で、専門職にも随時年1回の報告にしていく旨の連絡がありました。実際、書記官から1年が経過したので報告書を出すようにとの連絡が入ったと言う登録者からの報告が有りますが、全てではないようで、書記官によるようです。		特にない。
山口	定期化	1年に1回として義務付けられ定期化された。専門職への監督強化と考えられる。	不変	報告内容については従前どおり

徳島				
香川			簡素化	後見事務報告書がかなり簡素化され添付書類についても10万円以上の金銭の動きがなければ財産目録と、通帳の写しだけでよく、領収書、収支予定表や収支計算書、業務日誌も必要ないとの事。
愛媛		本会からは「後見事務報告は年に一回は必ず提出をするように」と、伝えています。	不変	組織として後見事務報告の内容が、強化されたという話しは聴いていません。
高知				
福岡	定期化	平成27年度より後見事務報告書の提出時期が年1回、被後見人の誕生月となることおよびそれに伴い書式（後見事務報告書、報酬付与申立書、申立書）が改定されるとの説明がありました。	簡素化	改定書式は内容が簡素化され、チェック方式で報告できるように改善されています。
佐賀				
長崎	定期化	今後専門職後見人に対しても年1回の後見監督を実施すること、監督作業のスムーズな実施のために、後見事務報告を被後見人等の誕生月に合わせてほしい旨の提案がある。	簡素化	また報酬付与の申立書式も簡素化した案を提示され、それについての意見をばあとなあで集約してほしいとの依頼があった。
熊本	定期化	⇒今年度より年に1回指定月に報告するようになった。		
大分				
宮崎				
鹿児島				
沖縄				
	不変	3	不変	6
	自主的	3	簡素化	7
	定期化	14	自主的	2
			情報の共有	2

家裁の監督強化に関する動向

都道府県名	2. 専門職への監督人の選任について		3. 専門職への後見支援信託の適用		その他
北海道					
青森					
岩手					
宮城		現時点でそのような動きはない。しかし、成年後見センターを2年くらい前から開設されており、いつでもコントロールできるような体制になっている。		なし	
秋田	なし	ない	なし	ない	
山形					
福島					
茨城		つけていない。		適用されていない。	
栃木					
群馬	なし	監督人の選任も特に無いようです。	なし	専門職でも信託を利用できるという旨の話だけで、その後家裁から具体的な動きはありません。	
埼玉					
千葉	なし	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> 今年2月の家裁との関係諸団体との会議において、当会より「専門職には後見支援信託は使わない方針は変わらないか」と質問したところ、明確に「使わない」との返事を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> 被後見人に高額な相続財産（5000万以上）があった場合は、家裁から上申書が求められました。複数後見にするか、辞任して弁護士にするか、引き続き後見を続けるか等々について。
東京	あり	<ul style="list-style-type: none"> ①平成26年8月活動報告書にて監督人が着いている件数は、50件 ②平成26年4月から平成27年3月末までに家裁からの依頼件数は61件 * 詳細別紙			
神奈川		特になし		全部を把握していないが、数件発生している。	
新潟					
富山					
石川			あり	希望した場合に専門職への適用あり。当初、預貯金1,500万円以上が、現在1,200万円以上に変更	
福井	なし	福井では示されていない。	なし	福井ではなし。	
山梨	なし	・特に報告するような事項はありません。	あり	昨年の報告（適用有り）以降、新たな動きはありません。	
長野					
岐阜					
静岡	なし	監督人は選任していない		静岡で1件、家裁書記官から適用を勧められている事件があり。資産は流動資産のみ1200万円。会員は家裁と協議し検討中。	
愛知					

三重		津家裁の説明では、専門職後見人にも監督人を付けるという話ではなく、今後親族後見人に対する後見監督人を付けるケースが増加することが予想され、その際には専門職団体に依頼するのでよろしくという内容。もっとも津家裁では後見監督を付けるケースそのものがまだ少ないということでした。		本人の流動資産が1200万円以上の事案については、後見制度支援信託の利用を検討するという説明でした。専門職後見人には適用はしないが、できるものについては自主的にしてもらえばというニュアンスでした。主に親族後見人に対してで、後見制度支援信託の利用ができないものについては専門職後見人への職権変更を検討するというもので、その際には受任依頼よろしくというものでした。	
滋賀					
京都	原則なし	不適切な財産管理を原因に監督事件として立件されるような事案については、監督人（弁護士、司法書士）の選任もあるが、原則的に専門職には監督人の選任は無い。	なし	専門職後見人には、「後見支援信託」は適用しないとの回答があった。但し、申立人が親族で、専門職後見人の選任を希望するが、同時に後見支援信託の適用も希望された事件については、適用された事例がある。	
大阪	あり	①専門職後見人については、年1回、誕生月の報告書の提出がない場合に調査人を活用することがある。当会会員に調査人を活用する場合については、当会で報告書提出を義務付けチェックを行っているので、事前に当会へご連絡いただきたい旨の上申書を提出している。 ②基準、監督人の職業についての情報は無いが、監督人がついたケースや職権で弁護士が追加選任され複数後見になったケースがある。			
兵庫	なし	・専門職に監督人を選任する動きはない。	なし	・専門職に対して摘要の意向は示されていない。	
奈良					
和歌山	なし	専門職後見に監督人を付けていることはないし、意向も示されていない。	なし	・特に新たな動きはなし。	家庭裁判所での後見連絡会議では、専門職団体それぞれで受任者の指導と管理をお願いして欲しいと言われている。社会福祉士会ではばあとなあ和歌山で指導管理をしており、今後は家庭裁判所とも連携をとりながら進めていく。例えば家庭裁判所にておかしいと思われる方向があれば、会に連絡して欲しいと伝えた。
鳥取					
島根					
岡山					

広島	なし	ない	なし	2月に開催した家裁との連絡会では、専門職に適用したケースはないといわれていました。	消費税の上乗せについて確認したとる、全後見人等に対して報酬に1.03を乗じたものになっているということだったが、会員からの報告では、前回と変わらない金額であり、上乗せされているとは思えないということです。
山口	なし	明確な意向が示されているわけではないが、特別な場合を除き専門職後見人には監督人は付されない傾向にある。		信託は原則、親族後見人に適用する意向が示されている。	
徳島					
香川	なし	・現在、ばあとなあ香川の名簿登録者が受任しているケースで監督人の選任は認められない。	なし	・今のところ高松家裁では「後見支援信託」について、専門職後見人に適用する動きは見られない	高松家裁への報告が簡素化されたので、ばあとなあ香川内でのチェック体制をより強化している。
愛媛	なし	する動きは見られない。	なし	変わりなし	
高知					
福岡					
佐賀					
長崎	なし	専門職後見人に対する監督人選任の話はない。			
熊本	なし	なし			
大分					
宮崎					
鹿児島					
沖縄					

家裁の監督強化に関する動向

都道府 県名	＜親族後見に対して＞ 内容
北海道	
青森	
岩手	
宮城	なし
秋田	親族後見人に対しては、管理する財産が高額な場合は監督人をつける、親族後見人が財産管理できない場合は複数後見として社会福祉士に後見人の依頼がくるなどの現状はございます。
山形	
福島	
茨城	
栃木	
群馬	後見監督人の推薦依頼は、福祉士会には年に2～3件程度で特に増えているとは思いません。
埼玉	
千葉	なし
東京	
神奈川	特になし
新潟	
富山	
石川	
福井	毎年の報告（被後見人の誕生日）、また報告様式を明確に示している。
山梨	毎年、きちんと活動報告もされ、財産管理もきちんとやっている親族後見人に対して、管理財産が12000000円を超えた場合、後見信託の適用がなされ、信託手続き時に、後見監督人として弁護士が家裁の職権で選任される事例が多く見られます。後見支援信託の事務手続きが終了すれば、監督人の弁護士は解任されます。監督人の報酬として150000～200000程度が、被後見人の第三から支払われています。
長野	
岐阜	
静岡	
愛知	
三重	
滋賀	
京都	親族が後見人となる事件では、「後見支援信託」の適用となる流動資産の基準額が、1,500万円から1,200万円に引き下げられ、監督が強化された。
大阪	調査人の活用について、H27年3月20日に家裁より説明会があった。親族後見人の報告に関して、調査人（弁護士・司法書士）を活用して1次チェックを行う。
兵庫	事務報告が専門職と同様一年一回に定期化された。親族後見人は基準日から1ヶ月以内に報告
奈良	
和歌山	親族後見については特に意見は出てきていない。
鳥取	
島根	
岡山	
広島	監督強化ではないが、新規の場合は原則的に12000万円以上の預金がある場合は信託を利用するよう進めている。また、以前のものについても検討しているとのことだった。
山口	
徳島	
香川	・高松家裁においても親族後見人が報告等に問題が生じた場合は、早めに辞任を薦め、第三者の専門職後見人を選任する事案が増えているようだ。
愛媛	
高知	
福岡	

佐賀	
長崎	専門職後見人の受任者不足解消のために、親族後見人への監督人選任は積極的に実施したい意向とのこと。それについて、家裁として監督人に具体的にどんな業務を求めているのかを具体的に明示していくとのことであった。
熊本	信託制度の強化が行われている。
大分	
宮崎	
鹿児島	
沖縄	